

生産緑地買取申出必要書類一覧

<生産緑地法第10条に基づく買取申出>

	必要書類	備考
すべての方が必要	① 生産緑地買取申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・「申出をする者」は所有権者（共有名義の場合は全員）の記名・押印（実印）が必要です ・所有権者が同一の生産緑地については、1枚の用紙にまとめて記入することが可能
	② 印鑑登録証明 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類①と⑤に押印した全員の印鑑登録証明が必要です ・発行3ヶ月以内、複数筆に対して1部で可
	③ 土地登記事項証明書 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の法務局で発行 (岸和田支局：上野町東24番10号) ・発行3ヶ月以内、1筆ごとに1部必要
	④ 当該生産緑地の区域を示す図面	<ul style="list-style-type: none"> ・1/2500地図（都市計画課で販売可）に赤線で囲み生産緑地の位置を記入してください
該当する場合に必要	⑤ 所有権以外の権利の消滅について ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・小作権、抵当権等が設定されている場合、記名・押印（実印）が必要です
	⑥ 委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・所有権者以外が持参する場合、所有者1名の記名・押印（実印）による委任状（複数筆に対して1部で可）を添付
	⑦ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて添付書類をお願いする場合があります

※1 取寄せて頂く書類②、③において、所有権者等の住所が違う場合は、住所変遷を確認できる書類（住民票、戸籍の附票等）の添付をお願いします。

※2 電線路の設置等のための地役権については記載不要です。相続税等の納税猶予にかかる税務署の抵当権についても記載不要ですが、納税猶予の取り扱いについては事前に税務署へご確認ください。

* 申出基準日前に買取申出ができるのは、主たる従事者が死亡した場合、または農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合に限りです。死亡または故障により買取申出をする場合には、上記のほかに必要な書類がありますので、まずは都市計画課までご相談ください。

* 買取申出により制限解除された際には、周辺生産緑地の営農環境の保全にご配慮いただきますようお願いいたします。

その他申出に際してご不明な点については、岸和田市都市計画課
[電話072(423)9629] までお問い合わせ願います。

生産緑地買取申出書

令和 4 年 11 月 1 日

岸和田市長 様

共有名義の場合は、所有権者全員の記名・押印（実印）

申出をする者

住 所

岸和田市〇〇町〇番〇号

岸和田市〇〇町〇番〇号

所有権者

氏 名

岸和田 太郎

実印

岸和田 桃子

実印

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1 買取り申出の理由

指定から30年を経過

小作権、抵当権（税務署を除く）等がある場合は記載

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
岸城町〇〇番	田	801 m ²	小作権 抵当権		田畑 緑(岸和田市△△町△番△号) 〇〇銀行(岸和田市××町×番×号)

3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				

(2) 買取り希望価格

〇〇〇〇円

金額の設定や記載の方法は問いません

(3) その他参考となるべき事項

生産緑地内に建築物等がある場合に記載

必要書類⑤
記入例

小作権、抵当権等が設定されている場合は、こちらの用紙に権利者の記名・押印が必要です。
※電線路の設置等のための地役権、相続税等の納税猶予にかかる税務署の抵当権については記載不要です。

[買取（希望）申出書添付書面]

令和 4 年 11 月 1 日

岸和田市長 様

共有名義の場合は、所有者全員の記名・押印（実印）

所有者

申出をする者

住 所

岸和田市〇〇町〇番〇号

岸和田市〇〇町〇番〇号

氏 名

岸和田 太郎

実印

岸和田 桃子

実印

生産緑地に存する所有権以外の権利の消滅について

生産緑地法 {第10条
第15条} の規定に基づく下記の土地の {買取申出書
買取希望申出書} の提出にあたり、買取
る旨の通知書の発送を条件として当該生産緑地に存する所有権以外の権利を消滅させます。

所有権以外の権利者全員の記名・押印（実印）
※小作権、抵当権（税務署を除く）等

氏 名	住 所	権利の種類	印
田畑 緑	岸和田市△△町△番△号	小作権	実印
〇〇銀行	岸和田市××町×番×号	抵当権	実印

記

1 土地の表示

所在及び地番	地目	地 籍	備 考
岸城町〇〇番	田	801 m ²	

生産緑地買取申出書

令和 年 月 日

岸和田市長 様

申出をする者

住所

氏名

印

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1 買取り申出の理由

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 m ²	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造 の 概要	延べ 面積 m ²	当該工作物の 所有者の 氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する 者の氏名及び住所

(2) 買取り希望価格

(3) その他参考となるべき事項

備考

- (1) 「買取りの申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同規則第5条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。
- (2) 「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進にかかわる特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積をカッコ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
- (3) 「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。
- (4) 「地積」の欄には、当該土地の登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が判明している場合は、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- (5) 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- (6) 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関して所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【買取（希望）申出書添付書面】

令和 年 月 日

岸和田市長 様

申出をする者

住 所

氏 名

印

生産緑地に存する所有権以外の権利の消滅について

生産緑地法 { 第10条 } の規定に基づく下記の土地の { 買取申出書 } の提出にあたり、買取
 { 買取希望申出書 }
 する旨の通知書の発送を条件として当該生産緑地に存する所有権以外の権利を消滅させます。

氏 名	住 所	権利の種類	印

記

1 土地の表示

所在及び地番	地目	地 籍	備 考
		m ²	

委 任 状

令和 年 月 日

岸和田市長 様

申出者 住 所
氏 名 印
(電話)

私儀、下記の者を代理人と定め、

- ・生産緑地法第 10 条の規定に基づく、生産緑地の買取申出
に関する一切の権限を委任致します。

記

代理人住所	
代理人氏名	
代理人連絡先	